

令和3年度第2回（令和3年12月9日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（15名）

【会長】学識経験者：雪嶋会長

【副会長】学識経験者：三浦副会長

【学識経験者】糸賀委員

【公募委員】辻田委員、中村委員、若尾委員

【区内の社会教育委員】石橋委員、中村委員

【図書館関係団体から推薦を得た者】尾下委員、成瀬委員

【新宿区立小学校長会又は新宿区立中学校長会の推薦を得た者】松澤委員

【中央図書館長】図書館職員：中山中央図書館長

【図書館側委員】図書館職員：平野資料係長、内村利用者サービス係長、
鈴木こども図書館長
加藤主任主事（資料係）

図書館事務局（3名）

【事務局】図書館職員：萬谷管理係長、関口企画調整主査、大場主任主事（管理係）

2 場所

中央図書館 4階会議室

3 議事内容

協議事項

- (1) これからの図書館のあり方について
 - ①電子図書館サービス導入の検討状況について
 - ②区民優先サービスのあり方について

- (2)その他

会長 令和3年度第2回新宿区図書館運営協議会を開催します。図書館運営協議会は公開になっておりますので、傍聴される方がいらっしゃいます。よろしくお願いたします。本日は2名の委員から欠席の連絡来ておりますけども、過半数の委員が出席されておりますので要綱第5条第2項の規定を満たしており、この会議は成立します。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いします。

事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、次第があります。次が資料1「電子図書館サービス導入の検討状況について」というA4、1枚のもの。資料2は「東京都及び特別区の電子図書館サービス導入状況」で、こちらはA3が3枚あります。資料3は「新宿区立図書館の電子コンテンツサービス」A4、1枚。資料4「電子書籍貸出しサービス導入に係るメリット・デメリット」A4、1枚。参考として「電子書籍貸出しサービス一覧」A4、1枚。資料5「区民優先サービスのあり方について」A4、1枚。別紙「23区の区立図書館の自区優先事項」A4、1枚となります。

また、机上配布として「令和3年23区の図書館サービス実績表（まとめ）」A4が1枚とA3が2枚をホチキス留めしたものです。それから「新宿区立図書館の推移」。こちらはA4で2枚両面刷りです。最後に、個別施策の方向性の参考資料として「新宿区障害福祉計画」の抜粋。裏面に出典があります。

以上が資料確認になります。机上配布の実績表などは、議論に使用するものではありませんが、前回区民委員の方からご要望がありましたのでお配りしています。資料の不足とか、大丈夫でしょうか。では、資料の確認は以上になります。

会長 それでは、次第に沿いまして進めていきたいと思えます。まず、これからの図書館のあり方についてのうち、①電子図書館サービス導入の検討状況についてから始めます。資料について、資料係長からご説明ください。お願いたします。

資料係長 では、電子図書館サービスの導入の検討状況についてご説明をさせていただきます。ご説明に使わせていただく資料が5点でございます。事前にお送りした資料1から資料4のほか、当日の配布となってしまって恐縮でございますが、カラー刷のもので、新宿区の障害者計画の中で、読書に関するバリアフリーについての資料の抜粋がございます。

では、資料1から、資料の構成について、最初に簡単にご説明させていただきます。資料1は、レジュメ的なものでございます。3部構成と申しますか、一つ目が電子コンテンツについて、二つ目は地域資料の電子化について、3番目は電子書籍貸出しサービスについて記載しております。この順番でご説明させていただきたいと存じます。

資料2については、各区の状況について大まかに分けたものでございます。各区の状況のうち、特に大事なものと考えております電子書籍貸出しサービスを導入している区をピックアップして、その導入順に並べまして、合わせて電子書籍コンテンツまたは地域資料の電

子化についての情報も入れました。

資料3は、電子コンテンツサービスのうち、新宿区で実際に行っている事業についてご説明してるものです。資料4は、電子書籍貸出しサービスのメリット・デメリットをまとめています。

資料1の一つ目、電子コンテンツについてですが、現在の各区の状況につきましては資料2にまとめています。先ほども申し上げましたが、ピックアップしているのは電子書籍貸出しサービス等を実施している区を抜粋しております。情報としてはちょっと少ないのですが、例えば、資料2の2ページ目、文京区では、オーディオブック、朗読図書というサービスを提供しており、また、品川区では、ナクソスミュージックライブラリーを導入し音楽関係の資料も提供してる状況です。

資料3には新宿区立図書館で既に実施している、または、実施済みで既に終了した電子コンテンツについて、一覧にさせていただいたものでございます。利用場所としまして、新宿区立図書館のホームページで見られるもの、また、新宿区立図書館の館内での端末でご覧いただけるものということで分けています。ホームページで見られるものにつきましては、docodemo としよしつ、オンライン朗読会、平和事業、電子パスファインダー、ゆかりの人物データベース、新宿区史索引データベース、新宿区写真掲載資料検索データベース、オンデマンドコンサート、中央図書館ビジネス講座などを実施してまいりました。新宿区内の図書館で見られるものとして、商用データベース、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス、歴史的音源の利用がでございます。右の備考に書かせていただきましたけれども、コロナ禍をきっかけとして始めたものも多くあるというところでございます。

資料1に戻らせていただきまして、今後に向けてでございますけれども、現在、この資料3にあるようなコンテンツを整理しつつ、さらなる充実を図っていく必要があると考えております。

続きまして、二つ目の地域資料の電子化についてです。現在の都や他区の状況については、資料2をご覧ください。実施しているところを見ますと、内容的にはその地域の昔話ですとか、古書などについて取り組んでいるというところでございます。ただし、著作権の関係となりますが、区として資料は持っているだけけれども、それをホームページで公開してよいかについては一つ一つ著作権者の確認も必要ということで、その作業がなかなか進みづらいということをお願いするところでございます。

新宿区につきましては、資料1の(1)の②の部分をごらんください。地域資料で電子化しているものについては、新宿区立図書館としては今のところないのですが、別の部署で区として作成してるものを積極的に収集し、貸出し、提供をしているところでございます。例えば、区政情報課という部門で作成している百人町鉄砲隊関係のDVDなどを閲覧できる資料として収録し、提供しているというような状況です。今後に向けてですけれども、対象資料について、どのようなものを地域資料として提供するかというのを、検討してまいりたいと存じます。また、二つ目として、先ほど申しましたとおり、文章や写真等については、ホー

ムページ等に掲載するにあたり著作権の確認が必要です。その処理を進めてまいります。

3番目でとして、これらの掲載作業については委託するところが多く、これから申し上げます電子書籍貸出しサービスと一括して請け負いますという会社もございますので、一括契約なども視野に検討を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、三つ目の電子書籍貸出しサービスについてです。あらためて、資料2をご覧ください。こちら、電子書籍貸出しサービスについては、いくつか項目を分けさせていただいております。例えば、一番左に電子図書館サービスの種類ありますが、この項目はどんな会社、サービスを契約しているかというのを一覧にしたものです。資料が飛びますが、別紙4の<参考>をご覧くださいませでしょうか。こちらにある三社が今現在、主に契約し得るところでございます。LibrariE & TRC-DL。二つの会社さんが資本提携しているところです。二つ目が、OverDrive。3番目が、KinoDenとなります。

その三社を踏まえて、資料2へ戻っていただけますでしょうか。電子図書館サービスとしては事実上、全ての区が、LibrariE & TRC-DL 関係のところと契約をしているという状況でございます。理由としては、取り扱う資料が幅広いこと、もう一つ、後ほどご説明いたします障害者関係の、視覚障害の方などを中心とした障害者サービスについて、しっかりやっているところだということ、そこに今のところは帰結しているのかなというところで考えてございます。

続きまして、図書館システムの連携について。連携または非連携と記載しておりますが、電子書籍の貸出しサービスと、今までの紙での貸出しサービスと、それぞれ違う情報なわけなんですけれども。その情報を一体のものとして見られるようにするのが連携、別々のものとして、例えば、電子書籍については専用のホームページで管理するようなものが非連携となります。全体には、連携にすると、どうしてもその分のお金もかかるというところで、非連携のほうが多いという現状です。

続きまして、サービスの対象者の範囲でございます。例えば、千代田区では、区内在住の方に加えて在勤在学の方も対象としておりますが、全体を通して見ますと、在住者だけを対象としているのが4区、また、在学在勤も含めているものが6区という状況です。新宿区としても、これらを踏まえて範囲をどれぐらいにするかを考えていきたいと存じます。

続きまして、サービス内容でございます。こちら、期間や貸出し点数、予約のことなどですが、先ほど申し上げましたとおり、同じ会社と契約しているため、かなり近くなってくるというところです。貸出期間としてもおおむね2週間程度、また、貸出し点数についても、2点から5点ぐらいで、予約機能も備えているというところです。

続きまして、障害者サービスでございます。視覚障害の方が、印刷しているものだけだとなかなか読めないわけなんですけれども。それを電子情報から音声読み上げ機能につなげたり、拡大表示したり、色を反転させたりという機能がございます。いずれの区も、それを導入して実施しているというところでございます。また、次のタイトル数でございますけれども、これは、数字の数え方については担当同士が電話などで聞いたものが中心になっています。青

空文庫について含める、含めないというのもいろいろですが、おおむね、どこの区も 1000 点以上、数千点ぐらいで契約してるというところではあります。

続きまして、タイトルの特徴・選定方法などですが、こちらは全体の備考欄的に書かせていただいております。この中で、特にこちらとして気にしている部分は、買い切りと制限付き条件についてです。電子書籍は契約の内容として、2 年間、または 52 回閲覧されると使用できないという制限が多くございます。こういった契約を期限付き、制限付きなどと呼んでおります。もう一方で、権利を買ってしまえば、その会社と契約してる限りは制限なく見られるというのを買い切りと申しております。なるべく多くのお客さまが利用できるように、買い切りにしたいと考える区は多いところではあります。一方で、人気がある本につきましては、どうしても期限付きでしか提供されないというところはあると聞いています。どうしても期限付きのものの比率が高くなってくるかなというのが、全体の状況でございます。

資料係長 一方で、新宿区につきましては導入に向け検討しているところではあります。検討にあたりまして、メリット、デメリットを考えなければならないというところで、資料 4 をご覧ください。こちら、上段にメリット、下段にデメリットを記載しております。メリットにつきましては、利用者の方から見てどうなるかという部分と、図書館の管理面から見てどうなのかということで、書き分けさせていただいております。

メリットのうち利用者から見ての部分として、パソコンなどの環境があれば、図書館に向かなくても、いつでも 24 時間 365 日書籍を借りられる。コロナ禍でも休館・感染リスクはなくなる、重い書籍の持ち運びをしなくてよい。3 番目、書籍を全文検索ができるようになる。そうしますと、必要な情報の発見が容易になります。書籍にもよりますが、そういうメリットもございます。4 番目として、音声読み上げ機能、文字拡大、文字と地の色の反転など、例えば、視覚などに障害がある方を含む読者へのアクセシビリティ、日本語で言いますと近づきやすさ、関わりやすさと申しますか、それが向上するという部分があります。これらは主に障害者サービスの向上ということになるわけですが、これについては後ほどあらためて詳しく現状についてご説明させていただきます。

メリットのもう一つの面、図書館の管理面から見た部分でございます。貸出し、返却、予約業務が自動化、省力化される。もう一つが、建物の修繕等が要らず、オンライン上の環境整備で導入ができ、書架スペースの確保、整理なども不要です。また、洋書や辞典、学習用テキストなど、電子書籍ならではの資料が提供できます。今現在、紙の資料では、学習参考書、特に問題集のようなものは基本的に購入はしておりません。理由としましては、お借りになったとき、どうしてもそこに書き込みをしたくなってしまう。そうしますと、次の方の使用が難しくなってしまいます。紙資料では揃えられなくても、電子書籍の場合は可能だと考えています。

一方で、デメリットです。まず、電子書籍は図書館の所蔵資料にはならない、契約が終了しますと読むことができなくなってしまいます。また、価格が紙書籍の 1.5 倍から 3 倍ほ

どに設定されている。かつ、貸出の期限や回数に上限があるものが多くございます。先ほど申しましたように、2年以内や52回の貸出しで読めなくなってしまうというものが多く、費用対効果はかなり厳しいものと考えています。

3番目として、コンテンツの種類が少なく、ジャンルにどうしても偏りが出てしまう。また、いわゆる予約が集中するような人気作家の本などは、電子書籍として図書館には提供されないことが多い。一般の方が電子書籍として購入することはできるんですけども、図書館には出さないというのがどうも多くあるというところがございます。ですので、電子書籍を導入しても、紙資料での予約集中の解消にはつながるものではないと考えています。

4番目でございますけれども、新刊本についてはしばらく紙だけの販売に限ったり、または図書館には提供しない電子書籍という形になるものが多いようで。すぐに電子書籍として図書館に提供されるというものは、どうしても少ないのが現状でございます。

そのようなデメリットもあるところですが、先ほどのメリットの中の障害者の方の利便性の向上についてですが、まず、現在の事業についてご紹介させていただきます。続いて、カラー刷の当日配布させていただいた資料に、読書に関するバリアフリーという項目がございます。新宿区の障害者計画の中の内容として、心のバリアフリーという項目の中に情報のバリアフリーというのがございまして。その中で読書に関するバリアフリーについて、現在、実施しているものについてお示ししているものです。内容についてはお読みいただき、項目だけ読み上げさせていただきます。

対面朗読の実施、録音雑誌の郵送。録音図書の貸出・製作。点字資料の貸出し。録音図書の蔵書目録の発行。新宿区の声の図書館だよりというものを作ってお届けしています。視覚障害者用資料の郵送貸出しと、DAISY図書、その再生機を貸出したり、操作のご説明にああがったり、また、そのDAISY図書自体を貸出したりということをしております。他に、布絵本の貸出しや大活字本の貸出しをしています。大活字本というのは活字の大きさが通常の4倍ぐらいになっている本です。弱視の方がお読みいただける本の貸出し。拡大読書器や音声拡大読書器の設置。LLブックの貸出しも行っておりますが、LLブックとは、こちら、スウェーデン語の略だそうなんですけれども、易しくて読みやすい本となります。内容は大人の方に向けたもので、知的障害のある方ですとか、外国人の方などで、その国の言葉がまだ得意ではない方に対して、例えば、易しい日本語ですとか、写真やイラスト・ピクトグラムなどを多用して、分かりやすくご提供するという本です。他に、画面読み上げソフトの導入、家庭配本サービスがあります。家庭配本サービスは、お足が不自由な方などに、ご家庭に直接本を届けるサービスなどを実施しています。読書に関するバリアフリー施策として、新宿区の図書館としてこういった事業を実施してるところではございますけれども、あらためて、今回の電子書籍貸出しサービスの導入をすることで、さらなる施策の充実が図れるのではないかと考えてるところでございます。

資料1に戻りまして、最後、今後に向けてという所です。今後、あらためて各区の状況や提供サービスの内容を注視し、あわせて、業者への聞き取りなどを行っていきたいと考えて

います。また、利用可能な対象者の範囲、例えば、区内在住の方だけにするのか、在勤・在学の方も含めるのか、また、今、新宿区立図書館の紙の書籍の貸出しの対象としております、都内在住の方も含めるのかなどについて、検討してまいりたいと存じます。契約につきましては、先ほどの地域資料の電子化とあわせ、一括契約というのも視野に入れて検討していきたいと考えてるところでございます。

雑ぱくではございますが、電子図書館サービス導入の検討状況について、以上、資料のご説明でございます。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。ただ今の電子図書館サービス導入の検討状況についてですが、資料がいくつもありますので、なかなか分かりにくかったところがあるかもしれません。ご質問、それからご意見などありましたら、ご自由にご発言ください。お願いいたします。

資料の中で何かご不明な点等ありましたら、質問していただければお答えできると思います。いかがでしょうか。

委員 今の説明の中でも、貸出しという表現を使われますよね。これは電子書籍について、日本全体が、他の図書館でも大学図書館でも貸出しと言ってるんですが、これは多分、委員の方の中では、普通の紙の本の貸出しと同じようなイメージでとらえられるかもしれませんが、電子書籍は著作権法上は貸与ではないんです。つまり、これは公衆送信に当たるんです。公衆送信に当たるために、全部、許諾が必要なんです。普通の紙の本は非営利、つまり、営利を目的とせず、利用者からお金を取らない。つまり、無料です。非営利、無料であれば、紙の本は著作権者に断りなく貸せるんです。ところが、電子書籍は貸与、貸出しには当たらないので、著作権法上、全て公衆送信なんです。公衆送信というのは、公に送信することです。そのために、全部、許諾が必要なんです。そうすると一点一点、許諾を取ることになると、権利者も図書館側もお互いにもものすごく時間がかかるので、必ずこういう業者さん、いわゆるベンダーと言いますが、業者が間に入って、著作権者、出版社の許諾が取れたものだけを図書館が公衆送信していいですという条件を付けて提供してるんです。だから、価格も紙の本に比べるとずっと高くなる。

紙の本に比べて高いのは、これは紙の本ではないために、いわゆる再販制度が適用されないということです。再販制がある出版物は、北海道の人が買おうと、沖縄の人が買おうと、個人が買おうと、図書館が買おうと、全国ほぼ同じ価格で提供されるんです。ところが、電子書籍は再販制が適用されないために、価格も全部違うんです。極端なこと言うと、同じコンテンツを新宿区の図書館で提供する場合と、お隣の中野区で提供する場合で、価格を変えてもいいんです。だから、どれだけの人口がどういう使い方をするかによって、業者さんは価格を自由に設定できてしまう。そういう世界の話だということをまずは前提にしないと、なかなか正確な理解ができないと思います。

今の説明、特に資料4のメリット、デメリットの整理は、以前に比べると随分すっきりと

して、分かりやすくなったと思います。これで、一般の委員のかたがた、公募の委員のかたがたも含めて、理解しやすくなったと思いますが、やはり問題なのは、デメリットに書かれている価格です。価格が紙書籍の1.5から3倍。こういうふうには幅もあるし、場合によっては、もっと高いかもしれない。既に個人で電子書籍を使ってる方からすれば、あんなに安くいろいろと読めてるものが、どうして図書館でもっと早く入らないのかと。そう疑問に感じてる方は、新宿区以外でも全国にいます。しかし、図書館に入ると不特定多数の人が繰り返し読むわけなので、当然、業者さんは個人が読む場合に比べて、価格の設定を上げるんです。

それから、今も出版社や著者の方は、新刊本はまずは紙の本で売りたいものですから、図書館に電子書籍としての許諾を与えてくれません。いわゆるベストセラー本で、時期的に、ある短期間に集中して図書館での利用が見込まれて、5年たち10年たったらほとんど利用されないようなものを電子書籍で入れられるなら、これは好都合だと思います。ところが、今のデメリットにもあるように、そういう新刊本をすぐには出版社は図書館用のコンテンツとしては出してくれないんです。

そういう意味で、なかなか図書館としてはどうしたらいいか、みんな迷ってます。私は新宿区としてどうするかは、都内の渋谷区はこうやってるとか、千代田区がこうやってるから、じゃあ他の区もやってるから足並みそろえましょうという姿勢はどうかかなと思います。新宿区として、どんな区民を対象にするか。例えば、忙しくてなかなか図書館に行けないとか、図書館に行きたくても、自分が空いてる時間には図書館が開いてない方。それから、先ほども出ていた、いろいろな理由でハンディキャップを負っていて、図書館までアクセスできない方。その人たちでは、使う資料や使い方が全然違います。心身に障害持っている方の場合と、ビジネスマンでなかなか忙しくて図書館が開いてる時間に図書館まで行けないという人では、使うコンテンツ、本も違うわけですね。

どういう人たちにどんなコンテンツを、それから、どういう目的なのか。ビジネスなのか、趣味、教養なのか、あるいは勉強、学習なのかによって、当然、提供されるコンテンツが違ってくると思います。ですから、新宿区として、どういう区民に、どんなコンテンツを、どんな目的で使ってもらえるのか。それをまず明確にして、そしてどこに優先順位を置くのかによって、提供するものは変わってくると思います。だから、そこはまずはっきりさせたい。こういう人たちにまず使ってもらおうというか、たとえば、どうしても区民全体に図書館の利用が広まらない、なかなか図書館を使いたくても使えない人がどんなコンテンツを期待してるのかというのと、自分は障害を持っていてなかなか図書館に行けない、でも資料も読みたい、あるいは、最近、世間で評判になってる本を読みたいという場合では、いろいろ変わってきます。

最後に、やっぱりこれは区民の税金を使うんですから。大体、幾らぐらいかかるのかというのは示してくださらないと、判断をつけにくいと思います。導入したのも、きょうのデメリットの欄にあるように、結局、所蔵資料にはならないんです。ただし、他の区の説明の

中で買い切りという言葉がありました。買い取りでも、買い切りでもいいのですが、買い切りすれば、それは将来、図書館資料になるんだと思ってますがそこはどうか。つまり、図書館側が買い取って、将来にわたって維持管理できるものは、これは図書館資料として扱っていいはずで、所蔵資料となるはずで。そこの確認と、もう一つ、説明の中で他の区の状態に、いくつかの区でバランスよく購入と書いてある。バランスよく購入というのは、何をもってバランスよく購入するというふうにお書きになったのか。そこの説明はしていただきたいと思います。

どういものが電子書籍なのかという、もう少し丁寧な説明と、所蔵資料という表現、それから、バランスよく購入というのがどういうことなのか。その2点は、お尋ねしたいと思います。

会長 ありがとうございます。回答について、資料係長、お願いいたします。

資料係長 1点目からですが、こちらの表現で買い切りと書きましたが、それこそ所蔵とみなす認識があるかどうかというお話でございます。これは、なかなか難しいところでございます。ずっとその会社と契約を続けていて、その会社はその運営を続けていけば、常に提供し続けることができ、そういう意味では、所蔵してるということが言えないでもないかとは思いますが。

委員 いや、違う。それ、違う。

資料係長 そういう理解ではなくて。

委員 違う話です。

資料係長 失礼いたしました。所蔵ではないということで。大変、すいません。私の認識が間違っております。失礼いたしました。

会長 では2点目のほうを。

資料係長 恐れ入ります。あらためて館長からご説明申し上げます。

中央図書館長 1点目のほうの、区の所蔵という部分からご説明します。先ほど、電子書籍については、委員からご説明いただいたとおり、これは著作権法上の公衆送信権ということで、これが例えば買い切りということで52回という制限は外したとしても一緒でございます。従いまして、電子書籍は基本的にはベンダーから借りてる状態ということで、区にとっ

ては、図書館法上の蔵書にはなり得ないということになります。従いまして、買い切りというのは、52 回とか 2 年という制限が外れたものを借りるというイメージでご理解いただけると分かりやすいかと思います。

電子書籍につきましては、委員からも若干ご説明がございましたが、これは公衆送信権ということで、いわゆる権利関係、権利処理が必要ということになります。著作権法上、公衆送信権ですと、権利制限規定がないということなので、個々に契約を結んで、例えば、出版社あるいは作家さんとの権利関係を保護するということの視点が必要になってきますので、なかなか委員からご指摘いただいたとおり、新しい本あるいは現代作家さんの本が提供されていないという部分にもつながっていくということでございます。

委員 バランスよく購入。私、初めて聞くから。バランスよく購入というのはどういうことを言うのでしょうか。

資料係長 恐れ入ります。バランスよくにつきましては、資料作成時に各区に実際にインタビューと申しますか、調査をさせていただいた職員が同席しておりますので、そちらからご説明申し上げます。

図書館職員 今回、運営協議会に資料を出させていただくにあたりまして、先行自治体に電話で問い合わせをし、いただいた答えの中からです。各自治体に、電子書籍を導入するにあたって収集方針等をお決めになりましたかという質問をしました。その中で、収集方針を決めて選書をしていると言った区は文京区のみでした。文京区は、電子書籍収集方針があるというお話でした。あとの自治体は、始めたばかりの自治体も多かったので、紙に準じているというお返事だったり、児童書や一般書などバランスよく買っているというお返事をいただきました。多分、まだ固まってきてないんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

委員 ありがとうございます。そうすると、バランスよくというのは、特定の対象を決めずに幅広く扱ってるということですね。

図書館職員 はい。

委員 でも、資料にもありますが、タイトル数で見ると 1 万点もいかないんですよ。まだ今は 3000 点とか 1000 点とか、せいぜい 8000 点ぐらいです。その中でバランスよくやると、ある特定の人たちに対しては極めて不満足な点数しか入ってこないですよ。前肢書籍全部で 10 万点ぐらいだったら、これはバランスよく収集というのがあり得るけれども、この程度、数千点のオーダーで、しかも新刊がなかなか入ってこないのであれば、私はもう少し

ターゲットをはっきりさせるべきだと思います。どういう人たちに、先ほども言いましたけれども、どんなコンテンツ、どれぐらいのボリュームで提供していくのか。そのための費用、経費はどれぐらいかかるのか。そういうのをきちんと決めたりとか区民のかたがたに示して、図書館としての優先順位をこう考えますということで導入していくのであれば、これは十分、意味があることだろうと思います。ただ満遍なくとか、周辺の自治体でもやってるからというだけでは、やっぱり新宿区らしい電子書籍の収集、提供というのはできにくいんじゃないかとは思いますが。

もう一点だけ、お尋ねして終わりにしますけども。全国で昨年、一昨年と、この電子書籍を随分、導入しているんです。その背景としては、実は国が補助金を出してるわけです。こういったコロナ禍のときに、非来館型で直接図書館に行かなくても利用できるようなサービスを充実させるために、国のほうで、かなりの交付金あるいは補助金を出したわけなんです。新宿区というか、23区はいわゆる普通交付税の不交付団体ですけども、電子書籍を入れる場合に、国から交付金が出てくるのでしょうか。それがある程度支えになって、こういう提案がされているのかを確認させてください。

会長 これは館長、お願いします。

中央図書館長 ただ今、ご質問いただいた部分の国の交付金なんですけども、特別区において電子書籍貸出しサービスを導入する際に、その費用の一部もしくは全部が補助対象になるという通知は来ておりません。一方で、都補助のほうで、新型コロナウイルス感染症対応の交付金として、いろいろな事業に補助が出る制度があります。例えば、区立図書館においては、入口のところにサーマルカメラを設置したのですが、そうしたものについては適格事業ということで、国ではなくて東京都の補助を入れているということになります。ちょうどコロナ禍においては、ベンダーもコロナ特別サービスということで、ディスカウントしてシステムを入れますというような営業もかなりありましたけども、特別区の場合は各区の単費で入れるということになります。

昨年度になりますが、今の提供価格とはもしかすると乖離があるかもしれませんが、図書館情報システムと連携しない場合で2000タイトルを導入する場合の経費というものを、担当が見積もりを徴しておりますが、システム関連で160万程、電子コンテンツ2000タイトルで680万程ということで、導入初年度に約900万というような見積もりはいただいたところです。ただ、これはあくまで申し込んだ利用者一人一人にIDとパスワードを付与して、自分でベンダーのシステムにアクセスをして電子書籍を借りるというものになります。これを区のシステムと連動させて利用者カードで借りられるようにすると、相当費用がかかるかと思いますが、その部分についてはまだベンダーの見積もりを取っている状態ではないということになります。現状では、以上でございます。

委員 よく分からなかったが、結局、図書館として導入する場合に、国の交付金などは使えないということですか。

中央図書館長 おそらく、そういうことになります。

委員 23 区の場合にはそうなんだろうと思いますが、全国的には交付金等を使って、この1、2年に急速に電子書籍、電子図書館サービスを始めるところが多かったのです。それが関係してるのかと思ったのですが、そうではないんですね。新宿区の場合には、そうではないということですね。

中央図書館長 国の交付金の使途として図書館パワーアップ事業がありますが、こうした包括的な交付金制度の中で電子図書館サービスを導入をするということが特別区も可能かどうかというのは、調べてみないと分かりません。しかし、新宿区は、コロナの対応として電子書籍貸出しサービスを入れるという考え方は、その時点、昨年度、今年度とも取っていなかったということになります。仮にイニシャルコストに補助金が使えても、ランニングコストには補助金は使えないと思います。

委員 ありがとうございます。結構です。

会長 では、次の方どうぞ。お願いいたします。

委員 三つほどお聞きします。まず、今ある電子書籍か電子物について、どんなものが電子化されてるかという分析はもうされてるんでしょうか。つまり、ほとんどが図鑑だとか辞書だとかのものなのか。読み物は、一体どんなものがあるのか、ないのか。青空文庫は全部読み物ですけども、それ以外にどのくらいどういうものがあるのかが出てないと議論のしようがないんです。今、買い切りという話をされてましたけども、電子書籍というのはコピーを作ると広がるので課金が難しいんですよ。昔、とあるデータを作って1週間に1回、図書館に納品していましたが、ある図書館員から、県立美術館に買ってもらって県下全部の図書館に下ろせばいいだろうという話がありました。そんなことをすると、このデータは作れなくなりますよね。製作するその費用が成り立たないわけで。電子書籍というのは非常に難しいです。

ですから、買い切りでやることもなかなか難しい。それをどうするかということの知恵がいますよね。一つの例で申し上げますと、僕は編集者でもありましたので、昔、図書館用に大活字本のシリーズをつくりました。時代小説とミステリーを中心に、全10巻ずつのものをつくったんですけども。なぜそれを作ったのかというと、新刊では絶対できないから。既に絶版になってる本から集めてきて、組み立てたわけです。そうすると、出版社も乗りま

すし、著者も乗ります。これはこういう意図で作り、図書館に提供するものだから、印税は4パーセントにしてくれという交渉もちゃんとして、それで、つくった覚えがあります。ということも考えると、もっとやっぱり図書館が自分でつくるというふうな姿勢がないと、話が進まないと思います。

ここにメリット、デメリットで書いてありますように、利用者から見ても図書館から見ても、電子書籍が出ればメリットが多いのは事実です。であれば、図書館がどういう分野にどうやって自分たちでつくっていくのかというような、そういう信念がなければ、この話は解決しないと思います。その辺を図書館さんはどう考えていらっしゃるか。ちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

会長 それでは、この今の質問については資料係の方、よろしいですか。

図書館職員 一つ目のご質問で、電子書籍がどんな分野、ジャンルのものがあるか分析しているかということですが、TRC-DL やオーバードライブ等から最新のリストをいただいて見ているところです。会社によってだいぶ特徴が違っていて、例えば、KinoDen はほぼ買い切りで、専門書が中心です。読み物というよりは学術書などが多いようです。LibrariE は小説も多いですが、先ほど申し上げたように人気のある作家自体がもともと図書館向けの電子書籍にしてくださらない状況です。一番新しいところで『ライオンのおやつ』など、少し前に出版された小説は入ってきてるようです。どちらかというと半年ぐらい前の実用書、お料理の本などが多く、利用者に人気もあるようです。リストには児童書もあります。TRC-DL は、中には買い切りもあるんですけども、青空文庫と版元ドットコムというのをセットにして、まとめて売ってるというか、使用料を取っているものがあります。そういうところで水増しをしているということで、なかなか魅力的なコンテンツ、魅力的なものを買おうとすると、制限付きや買い切りのものが大井です。現状では、新刊でたくさん予約が入っているという本はないということ、分析しているところです。

二つ目の回答をさせていただきます。図書館で電子書籍をつくって、どんどんやっていったらいいというお話ですが、新宿区も現在、地域資料をたくさん持っているんですけども、地域資料をつくったとき、例えば、新宿区史の『新宿時物語』などをつくったときには、電子化の許諾を取っていませんでした。その当時は、電子化ということはイメージになかったので。これからつくる地域資料につきましては、ホームページに載せるとか、電子版にする許諾をいただきながらつくっていけばいいと思うんですけども、過去に製作したものでも、写真やイラストなどに著作権があるかとは思っているので、簡単には電子化ができないということを他の自治体から聞いたりしております。ですが、新宿区にしかないもので著作権の問題がない資料については、電子化して、図書館のホームページにアップしていきたいと考えているところです。以上になります。

会長 図書館としての方針を、という話もありました。先ほどの委員のお話とだぶると思うんですけども、そういうターゲットをどこに向けてやるかということだと思うんですけども、利用者ターゲットですね。それについて、何か見通しはあるのでしょうか。

中央図書館長 新宿区として電子書籍貸出しサービスを導入する際に、どういう層をターゲットにするかという部分でしょうか。電子書籍貸出しサービスを導入したとある区の実況を見ますと、ジャンル別の上位ですと、第1位が趣味実用書で55パーセント、第2位が絵本で15パーセント、第3位が専門書で11パーセント、第4位が文学で9.9パーセントというような形で貸出し実績のデータをいただいております。これはベンダー、あるいは、それぞれの区の考え方にもよると思うんですけども、ジャンルの的にはそういった偏りがややあって、紙の書籍とはやはり需要が違うのかなと思っております。

先ほど、障害者サービスの中でも出てまいりましたが、より読書バリアフリーの観点でも取り組んではいかなければいけないと思いますので、そういう需要については満たしていく必要があるかと思えます。それ以外のジャンルについては、電子書籍として提供される部分でどういったものが新宿区としてふさわしい蔵書なのかというのは、まさしく皆さまの意見をこれから伺っていきたいと考えてるところでございます。ちょっと答えになってないかもしれませんが、ぜひ皆さまにはご意見を寄せていただきたいと思っております。

会長 ありがとうございます。方針についてはこれからということで、これは区民の皆さまがたのご意見を伺いたいところなんですけども。区民の委員の方、いかがでしょうか。

委員 どういう利用方針を新宿区として考えるかということだと思うんですけども。例えば今、ジャンルというお話がありましたが、ジャンルではなくて、その一つ手前といいますか、どういう利用者をターゲットにするか。それが決まっていると、ジャンルはある程度決まってくるのではないですか。

そのときに、例えば、今現在リアルな図書館へのアクセスが難しい人や、ビジネスマンという話もありました。1人では図書館に行けない乳幼児や乳幼児をかかえる主婦の方だとか、もちろん障害者も含めて。あるいは、ヤングアダルトみたいな図書館にそもそも興味がない人たちとかですね。利用者のアクセシビリティをバランスをよくするという視点で、どういう人にどういうものを提供するか。それによって、ジャンルが決まってくるのかなという気がします。

文京区以外は収集方針を特に立ててないということに逆にびっくりで。ぜひ、新宿区の場合は、電子書籍の収集方針をちゃんと立てて、目的だとか、そういうのを明確にした上でやれば、その先の指針になると思うので、そういう考え方で、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

会長 ありがとうございます。では、次の方どうぞ。

委員 今年から、公募で委員になりました。実は、私がこの公募に応募しようと思った理由の一つが、図書館はどういう基準で本を選んで買っているんだろうというのが知りたかったということがあるんです。今回、参加して、本当に初心者で申し訳ないんですけども、それをまず教えていただいて。そこからでないと、電子図書をどういうものを選ぶかというのが、区民として求めているものかどうかというのが、ちょっとすぐには回答ができないというのがありました。本当に初心者の質問で申し訳ないですが、今はこうなっている、新しいシステムの電子図書を導入するにあたっては、こういうふうなものを区民の人たちは求めているんじゃないでしょうかというのを、ご専門の図書館職員の方に教えていただければ、区民のサイドからの意見も言いやすいかなというふうに、今、お話を聞いて思いました。以上です。

会長 基準については「しんじゅくの図書館」の中に収集方針が書かれておりますので、後でそちらをご参照いただけますでしょうか。では、次の委員はいかがでしょうか。

委員 議題となっている電子書籍というものの自体に、私はまだなじみがないというか、それを図書館で提供すること自体もよく聞いてみたいというか、図書館というものが、そこまで様変わりしてくるのかなという、そんな思いがありました。

あとは、私が電子書籍に一番ニーズがあるというか、そういうものを求めている人は、やはり障害を持った方。点字図書館などもありますから、視覚障害の方が新宿区には多いと思うんですけども、頂いた資料の中にあつた障害者計画を見て、こんなこともやってるんだというのを知ることができました。こういったことがあまり知られていないということも、読書に関するバリアフリー化なのではないかと思うのですが。

電子書籍ということで、どこにどういう照準を当てるか、みんなが平等に読書の楽しみを分かち合えるようなことが一番なんじゃないかなと思いました。ですので、一般図書をバランスよくというあまりにも大きな範囲になってしまい、ぼやけてしまうんじゃないかなというのは確かにあると思いました。ちょっとずつ電子書籍としてピックアップされたものを入れることにしても、あまり意味がないんじゃないかなと。そんなところでしょうか。以上です。

会長 ありがとうございます。では、学校関係のほうでは、いかがでしょうか。

委員 私の意見というか、感想は、もう学校サイドのものでしかないんですけども。個人的には、電子書籍にはもうどっぷりはまっております。私は、新刊以外で紙の本を買うことは一切ないです。もう全部、全て電子書籍です。場所を取らない。捨てなくてもいい。い

つ、いかなる場合でも、端末さえあれば読める。もうこれに勝るメリットはないだろうと私は思っているのですが、紙では個人的には買いません。ただ、新刊のハードカバーみたいなのは出ないので、これはもう買うしかないんですけども。買うか、または借りるか。

これを学校にあてはめたときに、今、生徒には1台、端末が貸与されています。いつでもどこでもそのタブレットを使ってということになりますが、インターネットだけではなくさらに電子書籍が導入されるとなれば、もうこれはメリット以外に何もありません。子どもたちが借りたままというようなこともなくなるし。例えば、学校で30冊、40冊とまとめて図書館から借りた本が、あれ、1冊ないんだけどみたいなことも絶対なくなるわけです。そういうことから、学校関係としては、一日でも早く子どもたちが電子書籍を自由に借りられるようなシステムを整えていただけたら、もうこれは両手を挙げて賛成したいと思います。以上です。

会長 大変貴重な意見、ありがとうございます。私も、学校関係は非常に電子書籍はメリットがあると思っております、以前にも新宿区へ申し入れたことがありますけども。では、次の方、お願いします。

委員 何からお話ししていいかわからないぐらい、電子書籍の問題は難しく、今、お話を聞いて、とともしゃべりにくくなってしまったんですが。正直言って、今、出版界の電子書籍に対するスタンスというのは、非常に過渡期で難しいところで。まず、そもそも電子書籍なんですけど、図書館向けということではなく、一般向けの電子書籍は、長い間、コミックがけん引してきまして、電子書籍のほとんどはコミックでした。コミックに関しましては、電子で猛烈に売り上げを伸ばしてしまっていて、電子書籍のコミックの利益というのは、一部の大手の出版社の収益の大半を占めるぐらいにまでなっています。もう、ビジネスの構造が変わるぐらいになっています。

次の問題として、電子コミックについては、いわゆる海賊版というか、無料ダウンロード提供する業者がたくさん出てきていて、無料でダウンロードして読んでいる人の数がものすごく多くて。次の段階として、そこをどうやって法的に対峙するかというところが、今、一部のコミックを販売している大手出版社の最大の関心になってるという、そういう段階です。

今、お話がございましたように、最近ではコミック以外のものの電子化もだいぶ進んできています。それは、読む方が増えてきたからということです。実用書、ビジネス書のようなものとか、あるいは大学のテキストのようなものは、かなり電子書籍が進んできています。これは、われわれ出版側からすると、商売になるからでございます。やはり、損をしてでも何でも電子化するということは、なかなかできなかったんですけども、読まれる方が増えてきて、新刊刊行と同時に電子書籍も出すというものもかなり増えてきています。

一方で、図書館における電子書籍貸出しサービスというのは、これはまた全然違う話でし

で。先ほどもイメージが湧きにくいというようなお話ございましたけど、多分、そのとおりだと思うんですね。二つに分ける必要がありまして。まず一つは、いわゆるバリアフリー法という法律ができて、それに向けての対応ということに関しては、儲かる、儲からないとは関係なく、出版界として、国の方針で様々なかたがたに読書の機会をとということをしなればいけないと決まった以上は、全面的に協力するという方針です。今、日本書籍出版協会でも特別の委員会をつくって、急いで対応を協議しています。ですから、ビジネスと関係なく、バリアフリーとしてやらなければいけないことに関しては、様々な形で提供する準備を進めています。

もう一方は、それ以外の、いわゆる一般のかたがたへの図書館における電子書籍の提供ということに関しては、これはコロナ禍で一気に状況が変わったと言えます。皆さんがおっしゃるように、非常に今、電子書籍貸出しサービスに対応できるコンテンツは少ないのですが、この2年間で、図書館が閉まったり、あるいは感染症対策ということで、電子書籍を図書館がそろえないといけないということで、先ほどお話があったように、国などから特別な予算が下りたということもあって、猛烈に図書館向けの電子書籍の売り上げが伸びました。率で言うともすごい数字です。ところが、われわれ出版界は今までそこに対してあまり準備をしてこなかったのが、提供できるコンテンツがないんです。先ほどから、皆さんがおっしゃるように、現状は一般のものはほとんどないと言ってもいい。だから、非常に貧しい全体の中から、何を選ぶかという話でやっておりますので。

すごく言いにくいことをはっきり言いますが、この2年間で電子書籍にお金をたくさん使ったところは、もちろん、設備を整えるということもあると思いますが、コンテンツに関しては、選ぶというよりも、今あるものをとにかくそろえるというような形だったと思うんです。ですから、収集方針がない。文京区以外はないというのも、実はやむを得ないところがあって。方針を決めて選ぶほど、われわれ出版界のほうから電子書籍のサービスに対応できるコンテンツが準備できてない、ご提供できてないという状況だったと思います。

じゃあとっととやれと言われても、やはり非常にここはビジネスとしては難しいところです。電子化するのもやはりお金はかかるわけですから。一からつくるのはまた違いますけど。現状ではどんどん電子化してもそれがペイするという見込みがない以上は、それじゃなくても今、そんなに儲からない出版の中で、電子化をどんどんしていくというのは非常に難しい状況です。ですからどの社も、バリアフリーのように社会の要請としてやらなければいけないことと、ビジネスとして対応できるということは、分けて考えなければいけない。それがそのまま、それぞれの図書館の中で電子書籍の提供サービスをどう考えるかということにもつながってくると思いますので。

あえて、ちょっと提供側からの立場から申しました。私も今、こうやっっている自治体が電子書籍の導入を始めたところで、新宿区としても考えなければいけないという状況は分かるんですけど、正直言って、今、慌ててやらないほうがいいんじゃないかというのが。先ほど言いましたように、膨大な経費がかかりますので、今のたいしたコンテンツがない状

況で予算を付けて集めるよりも、それだけあったら紙の本どれだけ買えるかと。極めてそこは慎重に対応されていいんじゃないかというのが、個人的な考えでございます。長くなりましたが、以上です。

会長 ありがとうございます。本当のところを言っていただきまして、大変これは参考になります。ありがとうございます。それでは、社会教育委員の方からお願いいたします。

委員 私も、電子辞書は読みます。老眼が進みまして、やっぱり文字が大きくなるものから、電子辞書、電子図書は結構読んでいます。電子図書についてはどうして早く貸出しされないんだろうと思っていましたが、図書館が導入するにはあまりに費用がかかる、あと、資料が脆弱だということで、驚いています。それでも準備は必要なんだろうと思います。委員としては虎視眈々と来るべきタイミングが来るまでに、いろいろ議論を重ねて一番いいところに税金をばんとかけて、すごくいい電子図書が手に入るといいと思っています。

先ほどのお話の中で、電子図書というものは買うものだとばかり思っておりましたが、データをまとめるなど、資料を作る方法があるんだと知りました。ただ、新宿区は大変予算が少ないながらも、すごく実績も良く、頑張ってるのを拝見すると、これ以上、仕事を増やしてしまうのもどうか。昨年からは委員として参加していて、かなりお仕事は大変だなというふうに実感しておりますが、さまざまな方法を検討するのもありだと思いました。以上です。

会長 ありがとうございます。では、続いてお願いします。

委員 やはり私も、対象者をどこに絞るかということが必要かなと思っております。バリアフリーということで、障害を持つ方や図書館難民のような方とか。あるいは今、小中学校はGIGA スクールが始まって、全員がタブレットを持つということで、特に中高生の図書館利用が少ないということも脳裏にありますので、そういった小中学校、高校生向きのものとか。バランスよくということではなく、やはりジャンルを絞って収集するということが必要かな。費用対効果も考えますと、そんなふうなことを思っております。

会長 それでは、副会長からお願いします。

副会長 私からは1点。図書館で、選書というか、電子書籍のタイトルを提供していく際に、きちんと主体性といいますか、選書方針を立てて、その方針に基づいて選んでいけるということが重要なというふうに考えております。大学図書館などでは、商業出版と図書館のコンソーシアム、連合体などとの間での契約関係となるんですけども。この場合には、どうしても商業出版のほうが発言権が強くて、大学図書館の側が個別のタイトルを購入す

るといよりは、包括契約の形で、あまり利用がないようなタイトルも付されて商業出版側から提供されてしまう、そういうような状況があるということを伺ったことがございます。先ほどの出版関係のお話の中で、公共図書館向けではコンテンツは選ぶというよりも、出版社からの提供が十分ではない状況が今あるというお話はあったんですけども、出版社側から、現在、提示されているコンテンツを、きちんと新宿区の図書館側で選んでいける体制を考えていたらというふうに思っております。以上です。

会長 ありがとうございます。一巡でご意見、伺いましたけれども。きょうは、こういうことの状況について皆さまがたがどのようにお考えになってるかを伺って、これからの方向性をどうするのかということを考えていくというような会でありますから。様々な意見がありましたけれども、図書館として、例えば、ターゲットは絞ったほうがよいとか、収集方針とか、小中学校とか、今いろんなご意見ありましたけれども、そういう点というのは今後どういうふうにして進めていこうと考えますでしょうか。方向性を教えていただけますか。

中央図書館長 現時点でまだコンテンツ数が十分でないという実態を踏まえると、今後ターゲットをどこに絞って、収集方針をどう設定するかという部分は難しいです。少なくとも読書バリアフリー法の観点で、障害者サービスというものは更なる充実が必要だと思っております。それから、先ほどコミックスが電子書籍をけん引してきたというお話がございましたが、やはり、通常の個人向けの電子書籍というのは市場性が重視されると思いますが、公共図書館の役割としては市場性というよりは多様性という部分で、例えば、洋書、外国語などをターゲットにした電子書籍等も検討していかなければいけませんし、現状では、まだちょっと様子見という部分ではございます。

ただ、ニーズがあるということも事実ですので、区としては、現時点では今年、来年という話ではないんですけども、できるだけ導入の目途はつくっておきたいと、目標を立てていきたいと考えてございます。目標を立てられた段階で、これは新宿区の内部事情になりますが、実行計画という計画に位置付けて計画的に整備を進めていき、コンテンツの充実を図っていきますという姿勢を対外的にも出していきたいと考えてございます。

会長 ありがとうございます。リモートで参加されてる方、何かございますでしょうか。

委員 最初に公共図書館向けのコンテンツが必ずしも十分でないというようなことは申し上げて、慎重にというような話になったんですが、私はそろそろ、もっと前向きに考えてもいいんじゃないかと思っております。ただし、優先順位の付け方として、障害を持った方々ですよね。こういった方々のアクセシビリティを高めるという可能性がある。それから、図書館を使いたいけれども、今の状況では物理的、時間的な制約で使えないという人たちにとつ

て、使いやすいコンテンツが優先順位は上かなというふうに思います。あとはやはり費用対効果の問題で、コストがどれだけかかるのか。今、国のほうで子どもさんのいる家庭にクーポンを付けるのか、現金で給付するのかみたいな話になってますけど、ああいうふうな選択肢を示し、それに対してコストがどれぐらいかかるのかを示すのは、区民にとって分かりやすいところですよ。新宿区の方にとっても、今の電子図書館サービスはかなりコストのかかる話なんです、実は。

先ほどの話の中でもコミックがメインと言われたけど、コミックと写真集なんですよ。これが、電子書籍を随分増やしてきた最大の要因です。それと同じぐらいの価格で、図書館でも電子書籍が入れられると思っている方が結構多いんですが、一般向けの価格設定と図書館向けの価格設定では、当然、ベンダーは変えてるわけなので。図書館向けは当然高いんです。そのあたりの仕組みが徐々に社会的な認知が高まっていけば、共通の土俵で議論がしやすくなっていくんだらうと思います。私は優先順位をきちんと決めて、優先順位が高いものは新宿区としても前向きに考えていったらいいんじゃないかというふうには思います。

最後に、今、すでに電子コンテンツサービスは、新宿区は行っているわけですよ。資料3にあるんですが、その中でも、いわゆる商用データベース、これが入ってます。それから、国会図書館のデジタル化資料送信サービス。こういうものからまず議論をきちんと進めたほうが、私はいいと思います。特に新聞記事のデータベースは、実はかなり便利なんです。協議会の一般の委員の方々がこういったサービスをどれぐらいご存知なのか。例えば、新聞記事について、今、新聞を読む家庭は減っていますが、このデータベースを使うと、かなりいろんなことが調べられるんです。それから国会図書館のデータ資料送信サービス、これは新宿区は東京都内なので、物理的に利用できてしまうのですが、これはもう地方の図書館からするとすごく便利で、わざわざ東京に行かなくても国会図書館の蔵書が読めるんですよ。今後、著作権法が改正されて、新宿区の図書館から各家庭にもメールで図書館のコンテンツが配信できるようになるわけなんです。まあ、補償金制度の問題もあるんで時間はかかりますけれども、そういう、もっと現実的で地に足の着いた電子コンテンツサービスというのも、一方で考えていかないと私はいけないと思います。

そういう意味では、きょうみたいな議論をして、お互いに共通理解を深めていくことはすごく有意義だと思います。ありがとうございました。

会長 ありがとうございます。リモート参加の方、他にいかがでしょうか。どうぞ。

委員 今の皆さんの議論を聞いていて、やっぱり自分でそういうものをつくるという企画をもっと立ててほしいと思います。二つだけ例を申し上げます。江東区で、ある図書館の館長が、大体1館に1人ぐらいはネットに強い人がいるので、その人と一緒に物を作ろうということになりました。そこで、これはイベントですけども、絵本作家がミニ絵本を作るという1時間半の番組の収録をしまして、その実際にかかった費用、絵本作家から請求した

のが6万6000円です。その6万6000円でデータベースをつくって、各館に定期的に流すということになっています。ですので、これも知恵の出し方かなと僕は思います。

二つ目は、新宿区ですけども、著作権を持つてる2作品について、印刷の刷版データをお貸しして、図書館で語りができる方が語りながら映像を流した作品を以前に作っています。もうすぐ作った図書館で流すと思いますけども。それも、僕のほうで中央館に渡して、全館に提供したらどうだろうっていう話をしようと思ってるんですけども、それは全く無料です。著作権代も、もらってませんし、データベース代も、もらってません。大体、本だって、もう10年もたったら流通がない本は圧倒的な量があるんです。そういうものにもう一度、光を当てて。むしろなかなか来れないという人たちに対して、配信するなんてものが非常に効果的だと僕は思うんですけども。もう少しやっぱり、現場にいらっしゃる皆さんがどこまで自分たちも作れるんだろうか。辞書とかなんかじゃなくて、貸出しの多い、そういう絵本とか読み物について、データベース化するというをもっと出版社に働き掛けられるといいというふうに聞いてて感じました。それだけ付け足しときます。

会長 ありがとうございます。いろいろな提案が出てきましたので、地に足の着いた、そういうデジタルコンテンツサービスということと、可能なものであれば、図書館側が作るというのは、僕もできるのではないかということでもありますけども。まだまだ選択肢もたくさん出てくると思いますので、また図書館側で議論をして、次の提案をしていただければと思います。この議題についてはここまでにさせていただいて、次の議題に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 1点だけ、追加で伺いたい。資料1で、時間の関係で今、項目3しか議論してないんですけども。地域資料の電子化のところ、そもそも電子化する以前のレベルですが、一般市民なので教えてほしいのが、地域資料の収集方針みたいなのはあるのかどうか。少なくともホームページ上では見つけられなかったもので、収集方針があるのかというのが知りたい。その中からどういうものを電子化してくのかという話も。今現在、地域資料としてどういうものを収集してらっしゃるのか、あるいは、どういう収集方針で臨んでるのかということ、次回でもいいので宿題としてお願いしたい。

あと、それに絡めて、新宿区の歴史博物館。歴博と地域資料の収集について、図書館とはどういう分担をしてるのか。あそこの展示を見てると、地域資料の展示が多いので、場合によってはもっと協働したりもできるのかもしれない。その辺りの連携の状況についても、次回で結構なんで教えていただきたいと思います。

会長 ではそちらは宿題とさせていただいて、次回、回答をお願いいたします。時間もだいぶたちましたので、次の議題に移らせていただきます。次は、②としまして、区民優先サービスのあり方についてということで、これは利用サービス係長のほうから、資料について説

明してください。

利用者サービス係長 まず、資料5をご覧ください。こちらに経緯と、3つの項目を挙げております。あわせて別紙という一覧表を見ながら、ご説明をさせていただきます。

別紙の一覧表をご覧ください。1番の23区の区立図書館の状況を説明いたします。まず、左から2番目です。登録要件の縦の列をご覧ください。23区で、登録できる対象者を区内在住、在勤、在学や、それに加えて隣接自治体に絞っているという区が約半数あります。青く色付けしてある部分です。新宿区は、都内在住者と区内在勤、在宅者となっております。

また、その右の列の所です。未所蔵資料のリクエストにおける区民優先では、区内の図書館に所蔵していない未所蔵資料のリクエストができる利用者を区民と絞っている区が14区あります。黄色く色付けしてある部分です。未所蔵資料のリクエストというのは、新刊の場合は購入も視野に検討してお応えし、購入しない場合や新刊以外の場合は、各棟に所蔵があれば相互貸借という仕組みで所蔵している区などから借りてリクエストにお応えしているものです。この相互貸借の仕組みというのは、自治体間の協力、信頼関係を基に成り立っている制度で、延滞や資料の紛失、汚損などが生じた場合には、損害賠償の責任を負うというのは借りた側である区であるということからも、特に区民等に限定するサービスと位置付けている区が多いというものです。

新宿区は、都内の公立図書館に蔵書がない資料のリクエストに関して、この場合は区外の公立図書館からの借り受けになりますが、これを区民のみを対象にしています。点数は少なく、昨年度で14件です。この他、電子書籍を導入している区では、先ほどの資料にもありましたが、利用対象者を区民等に絞っております。これは電子書籍の場合、対象者の規模に応じ、図書館が負担する費用の規模が異なるということから、各区とも区民等に限定した契約を行っているというものです。これ以外にも、表の右のほうを見ていただきますと、貸出しや予約の点数で区民を優先しているという区もあります。区民優先サービスを実施している場合は、そこの部分に黄色く色付けをしております。現在、青や黄色の区民優先的な色付けのない、少ないというか、そういった区は新宿区、中央区となっております。以上が、1番の23区の状況というところです。

次に、2番目の登録要件確認の仕組みの検討内容というところについて、ご説明します。現在、新宿区では登録更新の制度がなく、登録内容の定期的な確認は行っていません。区民優先サービスをもし実施するという場合は、その利用者が区内在住かどうか、または区内在勤、在学の方かどうかを正確に把握する必要があります。例えば、在宅の場合では、学校を卒業してしまったり、転居により区内在住でなくなったりという場合もあります。そのため、一定の期間ごとに登録内容を確認する仕組みが必要となります。

先ほどの一覧表の登録内容を定期的に確認することを示す、一番右の欄の更新期間という欄を見ますと、2年前後で登録を更新、確認することとしている区がほとんどです。新宿区でも、現状では利用者カードを5年以上使用しない場合は、登録を抹消することができる

ということになっておりますが、貸出しの利用を続けていれば、登録内容の確認を行わないままずっと使い続けることができます。ご本人から申し入れがない限り、登録内容は一番最初の登録のときのままなので、利用者に連絡がつかなくなってしまうということもあり、特に延滞資料の督促においては、大きな問題となっています。目立った区民優先サービスを実施していない区においても、登録更新期間の設定は行っております。

登録の確認については、区民優先サービスを開始する前の段階で、ある程度の期間を取って導入していく必要があります。そのため、令和4年10月から登録内容の定期的な確認を行うこととして利用者に周知し、順次、手続きをしていただいて、2年ないし3年後には、全ての利用者が登録内容の確認を行っているという状態になるよう、また、その後は継続して定期的に確認を行っていく形となるよう想定しています。この期間については、今のところ2年ないし3年ということで、現時点では新宿区としてはどちらにするかの決定まではしていないところです。

次に3番の区民優先サービス、これまでの検討状況について、ご説明します。新宿区立図書館は、これまでも区民優先サービスの実施と登録更新の仕組みについては検討してきておりまして、平成30年度の図書館運営協議会でも区の素案を示してご意見を伺ってまいりました。素案というのは、資料5に①②③という形で書いております。現時点では、この平成30年当時の素案の③区内在住者専用席というのは、当時の運営協議会でのご意見もあり、また、この期間、時間制限席を新たに設けたということもありますので、現時点では想定していません。また、区としては、区民優先の対象を、今のところ新宿区在住、在勤、在学と想定しているところです。この間の他区の状況の変化や電子書籍の導入が進んでいる状況なども踏まえて、区民優先サービスについて、優先とするサービスの内容、優先制度の対象者などを、あらためてこの場でご意見をいただきたいと考えています。説明は以上です。

会長 ありがとうございます。資料5に基づいて、区民優先サービスの検討ということですが、ここでは2番目の登録要件の確認というところは、ここでは大きな議論ということになると思うんですけれども、他の区では今やっているところが多いということで、23区のうちのほとんどがやっってるってことでよろしいんですか。

利用者サービス係長 はい。

会長 新宿区だけがやってなかったということですが、1回登録してしまえばずっと使えてしまうという、今、そういう状況なので、今後は更新をするということ。具体的に更新の仕方というところは、まだ十分詰めてないというところでもいいですか。それとも、こうしたいというところが決まってきているのか、今後どういうふうにしたいのかというところはいかがでしょうか。

利用者サービス係長 今のところ、中央図書館として想定しているのは、2年ないし3年に1度、一番最初の登録のときにお出しいただいたように、住所を証明するもの、免許証とか保険証、あるいは在勤、在学の方であれば、それが分かるようなもの、学生証ですとか、そういったものを出していただいて、登録要件について間違いがない、変更がないというところを提示していただくということで想定しております。特に何かを書いて出していただくというところは、想定しておりません。また、利用者カードを更新するとか、書き換えて新しくするとかというところも、想定していないところです。

会長 ありがとうございます。この会は区民の方がたくさん参加されておりますけど、区民の方はこれについて、いかがでしょうか。

委員 事務手間の問題もあるんでしょうけれど、更新期間が決まってないというのは、いただいた資料や数値データを見ても、登録者総数分に占める割合みたいなデータがベースだとすると、そもそもどの程度、当てになるのかが分からないので、やっぱり2年に1回ぐらいは確認をされたほうがいいのかと思います。

委員 私は、更新をしたほうがいいのかというふうに思っています。私も住所とは違う所でお勤めをして、その図書館を利用しましたが、どこでも最初は必ず勤めてるという簡単な証明みたいなものも提示しましたし、更新の際に、再度勤務先や住所の証明を見せてくださいというのも、特に問題はないと思います。2年か3年かは、長いほうが楽かなとは個人的には思いますけれども、更新制度を導入されたほうが、トラブルを防ぐという意味でいいのではないかと思います。

委員 お話の中で、本が返ってこなくて連絡がつかないという事例があり、本当にそれが一番大変じゃないかなと思います。実態として、最初の登録データ以降はその後たどれないというのもおかしな話だと。先ほどおっしゃられた、具体的な更新方法程度のことであれば、何ら負担もありませんし。新宿区って、今すごく緩くやったださってるんだと思いましたので、もうちょっと改善して構わないんじゃないかなと思いました。

会長 それでは、学校関係のほうで、児童生徒の問題にもなるんですけども、そういう観点では、いかがでしょうか。

委員 児童生徒は全員在住ですし、われわれも在勤しておりますので、何ら不便はないんですけれども、単なる感想ですと、そういうところで差があるというのは、これからの時代、本当にいいのかなというような視点はあります。もちろん、区の施設なので、お金が区民の税金から入っていることはもちろんですから、無尽蔵にあるわけではないので、ばらまくわ

けにはいかないんですけれども。ただ、本当にそれでいいのかと。例えば、登録要件では日本在住なんて、めちゃくちゃアバウトなものもありますし。グローバルな世の中とは、本来そうあるべきなのかなというふうには思っています。ただ、いろんなことから、登録要件の確認であるとか、そういったことをするというのは、理解はできます。以上です。

委員 いや、今まで新宿区は更新をやっていなかったというのは、確かに驚きでした。こんなにオープンで緩かったのは、時代を先取りしてたのかと思いますけど。私は、これは確かに皆さんが言われるように、更新はやるべきですね。それから、最初の方がおっしゃったように、これを基に利用実績を評価するとなったら、実際に使ってる利用者数が把握できてなかったわけですから。既に新宿区からいなくなっていたり、新宿区の図書館を一切使わなくなった人も、登録者の人数に含まれていたのでは、実態を正確に把握するという意味で不都合ですよ。ですから、やはり3年ぐらいで、きちんと更新する仕組みは整えていくべきだと思います。

資料5の優先サービスのあり方で、二つ質問があるんですけども、よろしいでしょうか。

一つは、3の区民優先サービス、この中の区の素案の①にある新刊リクエストというのは、正確にはこれは新刊購入リクエストですか。つまり、買ってほしいというリクエストは、区内の在住、在勤なのか。あるいは、新刊書について、貸出しのリクエスト。順番待ちですよ。順番待ちのリクエストという意味なのか。そこは、この表現ではやや曖昧なので、はっきりさせてみたほうが良いと思います。

もう一点、同じく区の素案の③の区内在住者専用席。これについては、主な意見を見ると、専用席は仮に空いていても誰も使えないのかというような疑問が出されています。区内在住者のこの席を用意する場合、その確認はどうやるんですか。私は、これは確かにご意見があるとおりで、空いているなら別に使ってもいいじゃないかと思います。そういう意味では、これは専用席ではなくて優先席なのではないかと。一方で、どうやって確認するか。その都度、カウンターできちんと確認するんですか。それで例えば、後から区民の方が来たときに、その席を替わってもらうということがやりにくいとなると、専用席にせざるを得ないのかなと。本来、空いてたら使っていいわけなんで、優先席でもいいんですが。後から区民が来たときに、どうやって対応するのかを含めて伺いたいと思います。

会長 この質問については、図書館のほうで答えられますでしょうか。

利用者サービス係長 はい。先に、後のほうの専用席のご質問についてご説明します。これは、平成30年当時の図書館運営協議会でのご意見もありましたし、それをどうやって把握して区分するか。また、現場でもトラブルが生じる可能性ですとか、あと、地域館では座席数が、閲覧席という数が非常に少ないので、その中に区民専用席または優先席を設けるということが、かなり非現実的だという側面もあります。この間、利用登録済みの方が使える時

間制限席というのを中央図書館等で導入しておりますので、今現在のところでは、③の区内在住者専用席または優先席というようなことは想定をしておりません。具体的にどうやるかということも含めて、案としては今は持っておりません。ただ、区民の方等から、たまに区民優先席がある区があるので、新宿区でも導入してはというようなご意見が伝えられることはあります。それなので、それはあったほうが良いというようなご意見がこの場であれば、お聞かせいただきたいと思いますというふうには思っております。

次に、新刊リクエスト、相互貸借については、ご希望の時点で、新宿区立図書館で蔵書としていないものについて読みたいというご希望があった場合を、予約カードというのを書いていただいて対応しています。現時点でないので購入して対応するか、よその区から借りるかというのは、予約の担当のほうで調べて、リクエストが多い新刊については、購入を検討し、購入しないことになったもので他館で持っている場合は、相互貸借の仕組みを使うということで、両方、同じ予約カードというのを書いていただいている状況です。以上です。

委員 これは、新刊以外は区民優先とは関係ないということなのか。新刊の定義がよくわからない。

利用者サービス係長 出たばかりで、区でまだ蔵書していないものです。これから出る本ですとか、まだ蔵書になっていないというものになります。

委員 ちょっと今の説明、全く私には理解できないんですが。私が聞いたのは、だから、それは購入のリクエストじゃないんですかということ。普通、多くの自治体で行っているのは、自治体の外からの相互貸借ですよ。問題は、例えば、北海道の図書館にしかないものを新宿区に取り寄せてくれというのは、これはやっぱり区民に限定するんだと思います。新刊リクエストも、これは新しく本を買ってもらいたいというリクエストではないんですか。私が聞いたのは、そこなんです。

利用者サービス係長 新宿区では、購入のリクエストというふうにはとらえておりませんが、その新刊が読みたいというリクエストだというふうにとらえております。新刊の場合は他区からなかなか早く取り寄せるということもできませんので、購入するか、しないかという選択肢になる場合もあります。ここで相互貸借と書いているのは、新宿区内に蔵書していない場合、各区から取り寄せる場合です。

いずれにしても、その方が予約カードをお出しになった時点で、新宿区立図書館全館で所蔵していない資料についての対応についてとなります。ちなみに、都外からの取り寄せ、相互貸借というのは、今の時点でも新宿区では区内在住の方のみと限定しているところです。

委員 いや、だから、それをはっきり書いたほうが分かりやすいんじゃないんですかという

のが、私の考えです。つまり、これは新刊に限らないと思うんですが、購入のリクエストと、区外、都外でもいいですけど、都外からの相互貸借は区内の在住、在勤、在学者に限定するという意味ですよ、今の説明だと。だったら、そこをちゃんと言葉で、多分、二文字か三文字、増やすだけなんで、そのほうが誤解はされないんじゃないですかということ。

利用者サービス係長 はい、失礼しました。資料 5 の 3 番に書いてある区の素案というのは、平成 30 年当時に区として提案した内容そのまま転記した状態になっておりますので、ちょっと言葉の足りないところ、補足が必要なところはあったかと思います。大変失礼しました。

委員 ありがとうございます。

会長 それでは、先ほどから手が挙がっておりますけども、何かありますでしょうか。ご意見をどうぞ。

委員 質問をします。差異化を設けるということになってますけども、下に書いてる理由だけの差異化ということは非常に必要性を感じにくいです。細かなことで言うと、この背景に多くの区が既にサービスの差異化を行っていると書いてありますが、比率としては 43 対 57 パーセントですので、多いという表現には足りないと思います。一括して多いとくくるのは何か意図があるのかなと、つい疑ってしまいます。制度を設けてほしいという利用者の声もありますというのも、非常に疑問です。いつ、どの図書館で、誰が、何件そういうことを言ったのか、データがあるんでしょうか。気分や感じだけで表現してるような気がします。

むしろ、そういうことをやることによって、確認をするという作業を増やすんじゃないですか。例えば、区外の人を持ってきたカードが 1 日切れてた。これを、違反だから貸さないということになるんですか。なんだか少し、逆行するようです。もう少し自治体としては、おおらかに貸してあげてほしい。

なぜ、こういうことを行うのか、その根本の理由が分からないんですよ。例えば、そういう人たちが返さないので、資料が戻ってこなかった、区として相当ダメージを受けてるというようなことであれば、話は分かるんですけども。この数行の文章の中に書かれてるだけでは、中央図書館の意図が分かりません。その辺はもう少し分かるようにしていただきたい。差異化ということに対しては、僕は非常に危惧を感じます。この辺をどうお考えなのか、ぜひ、聞かせていただきたい。

利用者サービス係長 利用者の声というのは、具体的に件数ですとか時期を、統計上、取っているわけではありません。ただ、この数年で、別紙の一覧表にあるように、リクエストの区民優先ですとか、区民優先事項を導入する区がどんどん増えてきているというのはあり

ます。それで他区で登録ができなかったり、借りられなかったりしている方が、新宿区は比較的、緩やかなので、新宿区のほうに流れてきているように現場として感じるときも多々あります。

また、登録の更新に際しては、それほど区民の方にはご負担を掛けない内容を想定しております。資料の延滞の方に対して、長期間に及びますと督促のはがきをお出しするんですけども、住所があてどころが不明などで戻ってくるはがきも1割程度あります。そういったことふまえ、定期的な住所の確認はさせていただきたいというふうには思っているところです。以上です。

会長 差異化という言葉が少し気になったということなんですけれども、ここをどういう意味か明確に書いたほうが、説明がしやすいかもしれないです。要するに、区民にとってのメリット、あるいは、そうではない方にとってのデメリットっていうのは、どんなふうになるのかということ、もう少し書かれたほうがいいと思います。

このサービスのあり方については、まだ検討段階ですので、これに決まったわけではありません。今後、これをどういうふうにして皆さんが納得のいくものにするか、ご一考していただければと思います。

区民優先サービスのあり方についても、きょう何か決定するというものではないので、更新期間や、そういうものをもう少し今後、詰めていくような方向で、まずは検討していったらいいと思いますので、今後の進め方、検討よろしく願いいたします。

委員 すいません、ちょっと一つだけ。

会長 どうぞ。

委員 私、出版社で、自分の会社では編集者として本も作っております。歴史関係の本を作るために必要があって、私自身がここにある23区のうちの16館で登録をしております。というのは、地域資料、やはりそこでしかない、その地域の古い資料というのが非常に貴重な場合があって、それを急いで資料として使うということが頻繁にあるので。

一言申し上げたいんですけど、新宿区は素晴らしいです。歴博とも、もちろん区の図書館として相互に資料を取り寄せることができるので、例えば、遺跡調査の発掘報告書とか、非常に充実していて。他の自治体にある遺跡の調査の報告書が、その自治体にないの新宿区の歴博にはあったりするんです。これは非常に助かっていて。そういう意味で、やはり特徴がある蔵書のあるところと連携できると、ものすごく調べものときなんか助かりますので。新宿区はちょっとちっちゃい図書館がたくさんあって、一般書が多過ぎるかなとずっと思ってんですけど、実際に使ってみると、そういうことで、とてもいいと思います。かつ、私は新宿区に会社があるので、もちろんすぐ登録できたんですけど、他区の図書館でも登録

をしています。更新の作業は面倒くさいようですけど、実際は、例えば2年を過ぎた後に借りに行ったら、そのときに運転免許証を見せればそれで済むことなので。そんな大したことないので、それぐらいは区民の財産を守るためにはやってもいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

会長 ありがとうございます。私は常々、23区はどうして連携できないかと疑問に思ってるんですけど。23区全部連携してしまえば、何の問題もないということですよ。

委員 そうです。

会長 だから、全然そこそこに話がいかない、進まないというのは、いつも疑問に思っておりますけども。では、この区民優先サービスのあり方について、今後、また議論をしたいということで、議論を続けたいと思います。きょうは、ここまでにさせていただきます。

あと、その他として報告が2件ありますので、これをお願いいたします。これは、中央図書館長のほうでよろしいでしょうか。

中央図書館長 その他のところで、報告は2件ございます。そのうちの1点目ですが、区立四谷図書館が比較的長い休館となります。これは、工事のためのやむを得ない休館なんです。これにつきましては、事務局からご説明をいたします。

事務局 四谷図書館の工事休館について、ご報告させていただきます。四谷図書館が入居する四谷特別出張所等区民施設については、令和3年4月から区民ホールの特設天井工事をはじめとした各フロアの耐震化工事を実施しております。四谷図書館についても、令和4年1月から天井改修工事と照明のLED化工事が開始されることになりました。これに伴いまして、以下の日程で四谷図書館を休館するとともに、工事期間中は臨時窓口を開設し、一部の図書館サービスを継続いたします。

まず、図書館の休館期間ですが、令和3年12月15日水曜日から令和4年7月15日金曜日までです。12月14日火曜日は通常の休館日ですので、年内最終開館日は13日月曜日までとなります。続いて、臨時窓口開設についてです。四谷図書館の一つ上の階の8階四谷図書館事務室前を臨時窓口として開設し、他館から取り寄せた予約資料の貸出し、返却を中心としたサービスを継続いたします。臨時窓口の開設期間は、令和4年1月5日水曜日から6月30日木曜日までで、対応時間や休館日は現在と変更はありません。なお、12月15日から1月4日までは完全休館とし、工事部分の資料の移動や臨時窓口開設準備を行います。

また、工事完了予定日は6月30日ですが、7月1日から15日までは同じく完全休館とし、工事期間中に返却された資料の棚戻しと特別図書整理を行います。工事開始後は四谷図

書館の書架への立ち入りができなくなるため、四谷図書館の所蔵資料の特徴である英語多読資料を中心とした一部の資料を中央図書館へ移動し、中央図書館内に設ける四谷図書館コーナーにて利用者への提供を継続いたします。工事期間中は何かとご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ご報告は、以上になります。

会長 ありがとうございます。もう一つの報告について、中央図書館長から、お願いします。

中央図書館長 報告の2点目でございます。報告の2点目は新中央図書館の建設に関しての現時点での動きについて、ご説明を申し上げます。建設につきましては、実行計画でもお示ししているとおり、残念ながら現段階ではまだ建設の具体化をできる状況ではないというところでございますが、実行計画では、早稲田大学の研究施設との合築等についても検討するということを記載してございます。そういった点や、西早稲田キャンパスが建て替えになるということで、コズミック通り側の建物などが建て替えになるので、その部分について新中央図書館との合築の部分はどうなるかということの疑問もありませんかと思っております。

この部分につきましては、先月、区の総合政策部長と雪嶋会長、雪嶋会長はあくまで運協の会長としての立場での出席をいただいておりますが、事実確認と意見交換をしたということでございます。このところで確認をしたところでは、あくまで今回、新中央図書館の建設に踏み込めないのは、早稲田大学との合築協議が進んでないからではないということは明確にさせていただきました。あくまで、区側の事情でございます。

それから、今後のことになりますが、新宿区と早稲田大学はソフト的には包括連携というものを大学との協定の中で結んでおりますので、ソフト的な検討については引き続き協議をしていくということも確認してございます。一方で、会長からは運協の総意として、新中央図書館の建設については前向きにできるだけ早期にやっていただきたいということを伝えてございます。総合政策部長からは区側の財政事情、あるいは、公共施設マネジメントの一環として説明も受けたところでございます。もちろん、新中央図書館を忘れていないわけではございませんで、今、ご議論いただいているものも全て新中央図書館を含めた新宿区立図書館ネットワークに引き継がれていくものということで、ご理解をいただければと思います。

報告は、以上でございます。

会長 ありがとうございます。では、ちょっと時間が過ぎてますけど。この2件について何かご質問等ございましたら、出していただければと思いますけれども。特によろしいでしょうか。

委員 区民優先サービスのあり方については、議論がまだ不足していると思いますので、次回

の継続審議にしてくださいませよう希望いたします。それだけ、お願いいたします。

会長 分かりました。ありがとうございます。では、この報告2件では、よろしいですか。区民の、四谷、閉まってしまうということなんですけども、よろしいでしょうか。それでは、次回の日程について、事務局からお知らせがありますので、よろしく願いいたします。

事務局 次回開催は3月を予定しておりまして、日程については別途ご連絡いたします。資料は、また開催前にお送りいたします。議題は、今、委員からもありましたが、本日の議題の電子図書館サービスと区民優先サービスについて、議論を進めていくことを予定してまます。また、中央図書館が来年4月で50周年を迎えるので、その記念事業についての考え方などを予定しておるところです。事務連絡は以上となります。

会長 よろしいでしょうか。10分ほど時間が超過してしまいましたけれども、きょうの議題はこれで全て終わりになります。皆さまがた、どうもお疲れさまです。きょうは、ありがとうございました。

一同 ありがとうございました。

(了)